

栃木県文化財防災マニュアル

令和 8 (2026)年 3 月

栃木県

目 次

1 総 則	
1-1 マニュアル作成の目的	1
1-2 文化財の種別とマニュアルの対象	1
1-3 関係者の役割分担	1
1-4 文化財の防災に関わる連携体制の構築	1
2 防災対策と被災時の対応	
2-1 防災対策	6
(1) 防災意識の向上	
(2) 文化財リストの作成	
(3) 被災リスクの把握	
(4) 防災対策の実施	
(5) 一時保管場所の確保	
2-2 発災時・発災後の対応	8
(1) 安全確保	
(2) 被害状況確認等	
(3) 発災時の連絡体制	
2-3 文化財防災に関する支援機関	9
2-4 文化財レスキューと関係団体	10
2-5 文化財ドクター派遣事業と関係団体	11
3 各種災害への対応	
3-1 火災	13
(1) リスクの把握	
(2) 事前対策	
(3) 発災から修理、復旧までの流れ	
3-2 地震	15
(1) リスクの把握	
(2) 事前対策	
(3) 発災から修理、復旧までの流れ	
3-3 風水害	17
(1) リスクの把握	
(2) 事前対策	
(3) 発災から修理、復旧までの流れ	
3-4 盗難等	19
(1) リスクの把握	
(2) 事前対策	
(3) 発災から修理、復旧までの流れ	
4 被災後の対応	
4-1 修理・復旧計画	21
4-2 修理・復旧事業の実施	21
4-3 法令上の手続き	23
5 参考資料	
5-1 関係法令	25
5-2 法令上の手続き一覧	28
5-3 各種届記載事項・様式	29
5-4 自主点検チェックリスト	42
5-5 文化庁の指針、関連手引き等	43
5-6 文化財の愛護・普及啓発	43
5-7 県内自治体の関連機関一覧	44

凡 例

・本書記載の内容は、特にことわりがない限り令和8（2026）年3月31日現在のものである。

1 総 則

1-1 マニュアル作成の目的

近年、全国各地で大規模な自然災害が多発しており、比較的自然災害が少ない地域と言われている本県においてもこうした災害が発生しており、歴史的建造物や古文書等の歴史資料をはじめ、様々な文化財が被害を受けている。また、自然災害のみならず火災や盗難などにより様々な文化財への被害も発生している。

本県では、県土、県民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とし、災害対策の基本的事項を記した「栃木県地域防災計画」を策定している。その中において、文化財の災害予防対策、災害発生時の措置及び復旧対策、安全対策の促進等についても定めている。

本マニュアルは、火災、地震、風水害、盗難から文化財を守り、後世に伝えるために、文化財所有者、市町、県等の関係者・関係機関がとるべき具体的な備えや対応等を示すものであり、文化財の防災に関わる関係者が、災害・盗難（以下「災害等」という。）発生時に本マニュアルに基づき共通認識を持って行動することにより、災害対策への取組を進めるとともに、文化財への被害を最小限にとどめることを目的とする。

なお、本マニュアルは、関係する防災計画等が変更された場合や今後の環境の変化や関係機関等との調整等により必要に応じて検証及び見直しを行うこととする。

1-2 文化財の種別とマニュアルの対象

文化財は、有形・無形の文化的所産等のうち一定の価値を有するものについて、大きく①有形文化財、②無形文化財、③民俗文化財、④記念物、⑤文化的景観、⑥伝統的建造物群の6つに分類される（P4・5）。その中でも重要なものなどを、国・県・市町によって指定・選定・登録・選択し、保存と活用のために必要な様々な措置を講じている。

さらに、これらが土地に埋蔵されている場合を捉えた類型として埋蔵文化財が規定されている。また、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置の必要があるものを対象として、文化財の保存技術の制度がある。

そして、県内には指定・登録等がなされていない未指定の文化財が数多く存在する。それらは博物館や美術館等の文化財関係機関だけではなく、個人宅、学校、商店、企業等、身近なところに所蔵されている。これらの文化財の防災対策も喫緊の課題である。

文化財の種別によって受ける災害等の内容、取るべき対応が異なり、それぞれの文化財の特性によって被害による影響には違いがある。このため、この特性を理解、把握して防災・防犯対策や被災後の対応をすることが重要である。

本マニュアルは、指定・未指定を問わず全ての文化財を対象とし、特段の記載がない限り、「文化財」は未指定を含むものとする。ただし、滅失・毀損等の届出や修理の届出など、行政上の手続きが必要なものについては、指定・登録等の文化財に限る。

1-3 関係者の役割分担

災害により文化財に被害が生じた際、まずは文化財の被害拡大防止、状況把握・報告、情報共有を速やかに行い、その後、これらを踏まえて適切な現状復旧を行う必要がある。

これらを、災害発生時には、混乱した状況においても、所有者、市町、県、文化庁、民間団体等が連携して円滑に対応できるよう、日常からそれぞれの役割を把握しておくとともに、災害発生時にはそれぞれの役割に基づいて行動することが重要である。（P3）

1-4 文化財の防災に関わる連携体制の構築

(1) 県と市町の連携体制

地域の文化財を災害から守るための取り組みや情報共有を平時から行うとともに、災害発生時には、市町は管内の文化財の被害状況の情報を収集し、県は市町と連携し、情報を集約して共有する。

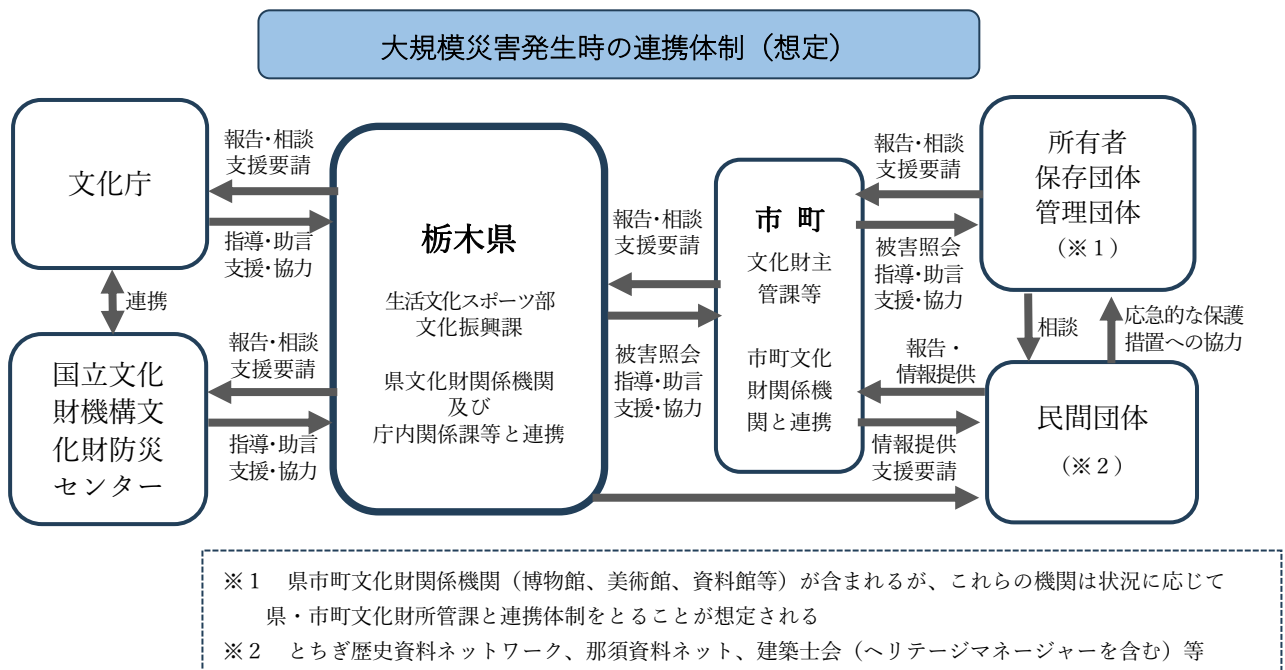
また、被災した市町に必要な支援内容を確認し、職員の派遣や関係団体からの人材派遣に関する調査を行い、迅速な対応に努める。

(2) 関係機関の連携体制

県は、災害発生時の緊急的な文化財レスキュー活動等について、県立博物館、県立美術館、県立図書館、県立文書館、埋蔵文化財センター、地域の博物館・資料館等関係機関との連携や市町との調整を図るとともに、ヘリテージマネージャー（地域歴史文化遺産保全活用推進員）、県建築士会及び文化財レスキューを担う有志・ボランティア等と連携し対応するため、平時から協力・連携の体制整備を図る。

また、かねてより本県では、独立行政法人国立文化財機構 文化財防災センターとの連携を推進しており、平時から文化財防災に関する情報交換や各種取り組みについて協議を重ねると共に、災害時には必要に応じて県内の被災文化財について情報提供を行っているところである。

災害対応に関して指導・助言・支援・協力を要請することが考えられるため、今後も引き続き連携を図りながら、災害時の協力体制を構築していく。



(3) 広域連携による相互支援体制

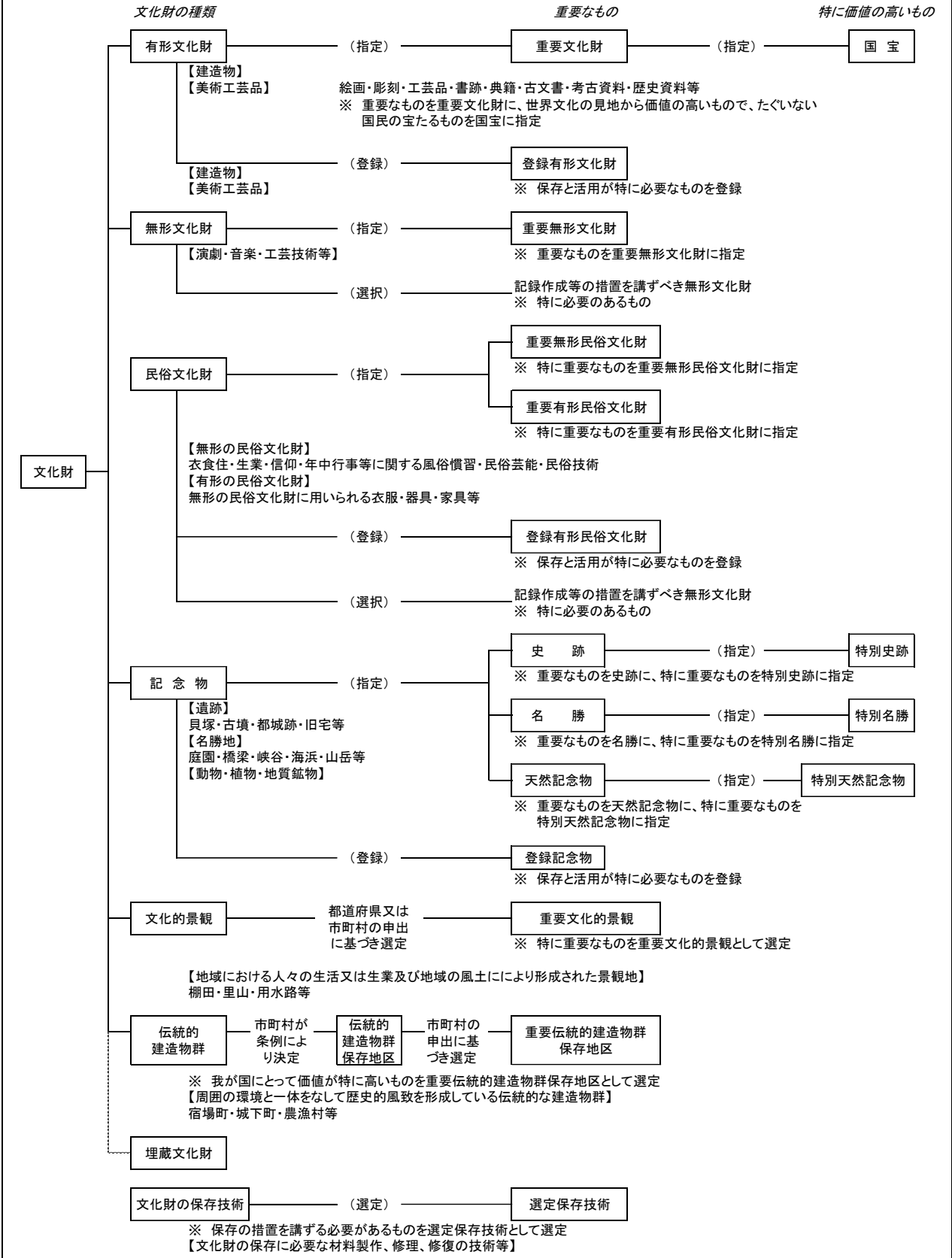
被災文化財については、文化庁や専門家等の指導を受けつつ対応するが、被災規模が大きく県内の体制だけで対応が困難な場合は、文化庁や県外の関係機関、近隣都県等に支援を要請し対応していく。

そのためにも、近接する都県が平時から文化財防災等に関する情報の共有を図るとともに有事の際に相互に支援できるような広域的な支援体制を構築することが望ましい。

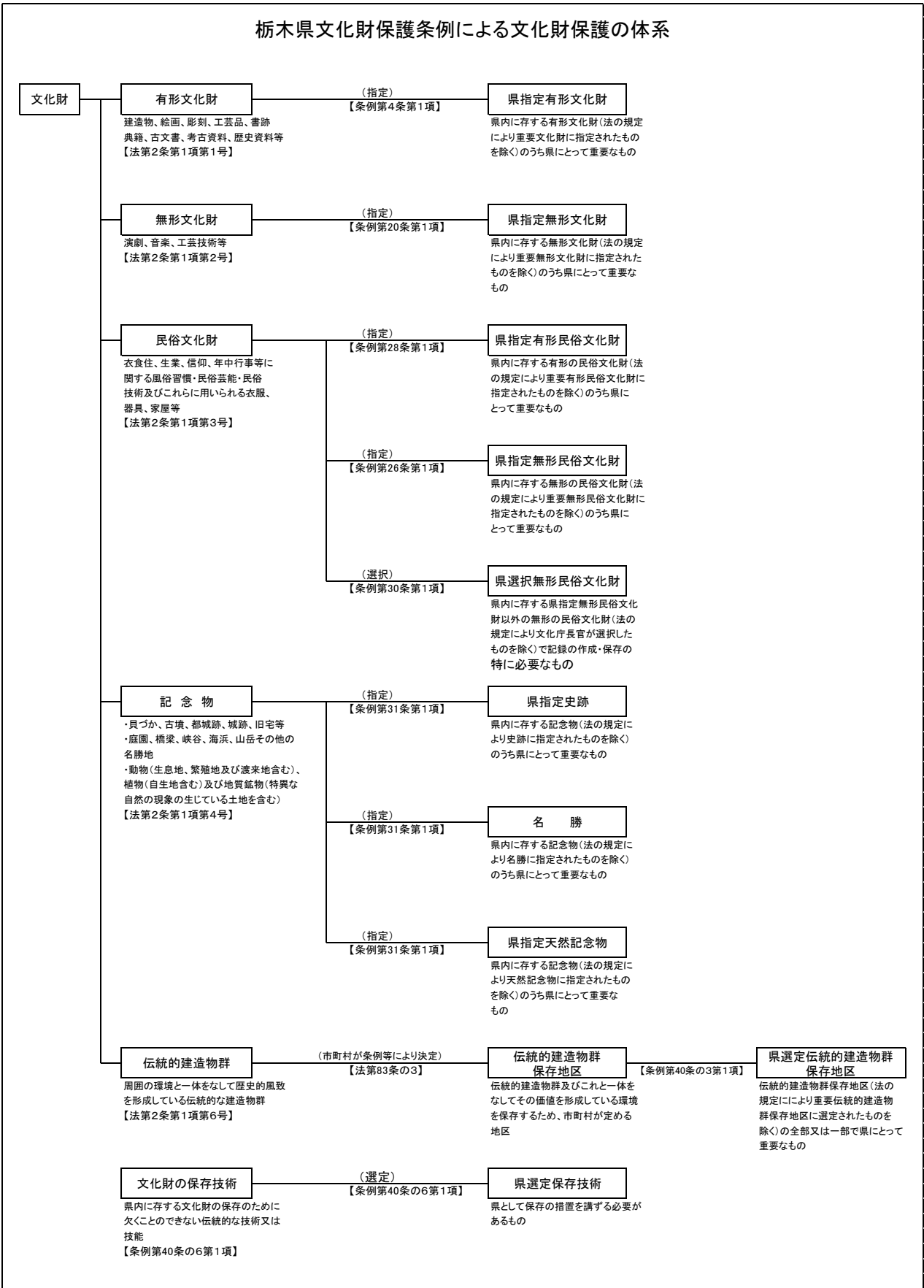
■防災対策等に関する役割分担

	防災対策	発災時の対応	発災後の対応
所有者・保存団体・管理団体	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的な防災対策 ○市町文化財主管課との連絡体制確立 	<ul style="list-style-type: none"> ○所有する文化財の被害状況確認 ○所有文化財の被害状況を市町文化財主管課へ報告 ○必要に応じて文化財の応急的な保護措置の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災文化財の救出、修理・復旧計画作成及び実施
市町文化財主管課	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財所有者への防災対策の助言 ○文化財防災に関する啓発 ○防災対策事業に対する補助 ○関係機関(団体)との文化財防災に係る情報共有・協力体制確立 	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財の被害状況の取りまとめ ○文化財の被害状況を確認し、県文化振興課へ報告 ○必要に応じて文化財の応急的な保護措置の実施 ○文化財の応急的な保護措置等について文化財所有者への助言及び技術的指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財所有者に対する文化財の救出、修理、復旧に係る技術的・人的支援 ○被災地における文化財保護の周知
県(文化振興課)	<ul style="list-style-type: none"> ○市町文化財主管課及び文化財所有者への防災対策の助言 ○文化財防災に関する啓発 ○防災対策事業に対する補助 ○関係機関(団体)との文化財防災に係る情報共有・協力体制の構築 ○近隣県との連携体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○国・県指定等文化財の被害状況について市町文化財主管課からの報告を取りまとめ ○文化財の被害状況を文化庁・文化財防災センターへ報告 ○文化財の応急的な保護措置等について市町文化財主管課及び文化財所有者への助言及び技術的指導 ○県内支援体制の組織とマネジメント(必要に応じて) ○大規模災害時は文化庁・文化財防災センターと連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町文化財主管課に対する文化財の救出、修理、修復、復旧に係る技術的・人的支援 ○文化財の救出、修理、復旧に対する補助
国(文化庁)	<ul style="list-style-type: none"> ○専門的見地から県文化振興課への防災対策の助言 ○技術的指導 ○防災対策事業に対する補助 	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財の被害状況の取りまとめ ○文化財の応急的な保護措置等について包括的な助言及び技術指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模災害に際しての文化財の救出、修理、復旧に係る技術的支援及び人的支援 ○文化財の救出、修理、復旧に対する補助
民間団体等	<ul style="list-style-type: none"> ○市町の文化財リスト作成への協力 ○災害時の連携・協力方法の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じて所有者が行う文化財の応急的な保護措置への協力 	

文化財保護法による文化財保護の体系



栃木県文化財保護条例による文化財保護の体系



2 防災対策と被災時の対応

2-1 防災対策

(1) 防災意識の向上

災害による文化財への被害を防ぐためには、関係者全員が防災の重要性を理解し、日常的に意識を高めることが不可欠である。

県や市町は日頃から文化財所有者や地域住民に文化財の防災について啓発を図るとともに、文化財所有者等は、文化財防災研修会や各種防災訓練等に参加、出席し、文化財の管理・防災に関する知識の習得や自らの防災意識の向上に努める必要がある。

【具体的な取り組み】

- 定期的な研修・講習会の実施
火災・地震・風水害などの災害リスクや文化財の脆弱性について学ぶ機会を設ける。
- 防災訓練の実施
文化財を対象とした避難・搬出訓練を年1回以上行い、緊急時の対応力を強化。
- 情報共有体制の整備
防災計画や緊急連絡網を関係者に周知し、迅速な対応ができる体制を構築。
- 意識啓発資料の配布
ポスターやパンフレットで「文化財を守る防災の重要性」を周知。

(2) 文化財リストの作成

平時から災害に備え、災害時に迅速かつ適切な対応を行うために、指定文化財に限らず、広く未指定を含めて所在・現状を把握することが重要である。

把握した文化財はリスト化し、文化財に関する情報を関係者間で共有することにより、災害時において迅速な救援活動につなげることが可能となる。

なお、地域の文化財を把握するには、悉皆的な調査が必要であり、市町がリストを作成する場合は、これまでに県や市町が実施してきた各種の文化財調査関係報告書等の調査資料等を活用しながら現状確認を行うとともに、「文化財保存活用地域計画」の策定などを契機に未指定文化財を含めた文化財リストを作成することが望まれる。

【作成のポイント】

- 基本情報の記載
名称、所在地、所有者、文化財の種類（建造物・美術工芸品・文書など）、指定区分（国・県・市町・未指定）、保管場所
- 写真・特徴の記録
損傷時の確認や修理・復旧の参考になるよう、現状写真と特徴を添付
- 優先順位の設定
搬出や保護の優先度を、脆弱性・移動可能性などで分類
- デジタル化とバックアップ
紙媒体のほか、データベース化してクラウドや外部媒体に保存
- 定期更新
年1回以上、現状確認と情報更新を行う

(3) 被災リスクの把握

災害発生時に文化財が受ける可能性のある被災リスクを事前に予測し、防災対策に反映するなど、適切な防災対策を講じることが望まれる。

県や市町は文化財の被災リスクの情報を集約・把握し、所有者に対し適切な指導・助言を行うとともに、関係機関と共有することが重要である。

【主なりリスク要因の分類】

- 火災（延焼、電気設備の発火）

- 地震（倒壊、落下、亀裂）
- 風水害（屋根破損、飛来物、浸水、湿気による劣化）
- 盗難、汚損・破壊行為

【主なリスク評価の方法】

- ハザードマップの活用：地震・洪水・土砂災害の危険度を確認
- 建物・収蔵庫の耐震・防火性能評価
- 文化財の材質・構造特性の分析：脆弱性を把握
- 周辺環境の調査：近隣の火災危険物、河川、斜面など
- 被害発生時の影響度（文化財への影響）
- 発生確率（過去の災害履歴、地理的条件）
- 緊急対応の難易度（移動可能性、保護資材の準備状況）

(4) 防災対策の実施

文化財所有者等は、把握した被災リスクに基づいて、所有する文化財の防災計画を作成し対策を講じることが重要である。

対象となる文化財の特徴や想定されるリスク、文化財が所在する場所や環境等がそれぞれ異なるため、防災計画作成にあたっては文化財の防災に関する有識者や県、市町文化財担当課等の指導・助言を受けることも有効である。

なお、個人所有で運搬移送可能な動産文化財について十分な防災対策が取れない場合は、博物館や資料館等へ寄託等を検討することも考えられる。

【防災計画への記載内容】

- 文化財防災責任者（所有者、管理責任者等）を中心とした防災体制
- 災害発生時における連絡体制の整備
- 避難計画策定等のソフト面の整備
- 防災設備整備等のハード面の整備

(5) 一時保管場所の確保

災害発生時に文化財を安全に退避させ、損傷の拡大を防ぎ、修復・調査を行い所有者に返還するまでの保管場所が必要となる。

救出される文化財の点数が多くなると保管のための広いスペースを確保する必要がある。そのため、各市町は災害に備え救出した文化財の一時保管場所をあらかじめ想定しておくことが望ましい。想定していた一時保管場所が災害時に使用できない場合や、文化財の保管が長期に及ぶ場合があるため、複数の保管場所を想定しておき、有事の際には臨機応変に対応する必要がある。

【保管場所選定の基本的要件】

- 安全性：耐震性・耐火性・浸水リスクが低い建物
- アクセス性：搬入・搬出経路が確保され、緊急時に迅速に移動可能
- 環境条件：温湿度管理が可能、直射日光・害虫・カビ対策が可能
- セキュリティ：施錠・監視カメラなど盗難防止策がある

【候補場所の種類】

- 文化財施設内の安全な部屋（高層階や耐火構造部分）
- 公共施設（博物館、図書館、行政庁舎、公民館など）
- 廃校等、県・市町の未利用財産
- 民間倉庫（事前協定を締結）
- 移動式保管庫（コンテナ型、空調付き）

【運用体制】

- 事前協議：候補施設と保管条件・責任範囲を明確化、協定の締結
- 搬入搬出計画：搬送ルート、必要人員、車両を事前に設定
- 保管管理：文化財の識別ラベル、記録簿、写真撮影による状態確認

2-2 発災時・発災後の対応

(1) 安全確保

災害の発生時には、人命の安全確保を最優先で行うことを原則とし、所有者等は速やかに避難するなど、まずは自らの安全を確保する。

文化財の活用状況に応じて、見学者等の避難誘導や負傷者の救出・救護を行うとともに、被災状況に応じて消防等の関係機関への通報と火災時には初期消火や二次災害の防止措置等に努める。

その上で、可能であれば、文化財への被害を軽減する措置や文化財の避難・記録などを行う。文化財の被害を確認する際には、被災地において安全が確認されていることを十分留意する。

市町文化財担当課や県は安全に関する情報の収集に努め、文化財所有者等へ情報を提供する。

(2) 被害状況確認等

文化財所有者等は、文化財の状況を確認し被害を把握したら、あらかじめ想定していた方法により、市町文化財担当課に被害状況を可能な限り迅速に報告する。(緊急に講じる措置がある場合は、その内容も含めて報告)

市町文化財担当課は把握した被害状況等を取りまとめ速やかに県に報告する。

電話やメール等の連絡手段が使用可能な場合は情報収集や集約は比較的円滑に行えるが、これらの連絡手段が使用できない大規模災害の際は災害対応等により市町だけの対応は困難な場合も想定される。その場合、県は市町と連携して積極的な情報収集に努める。

県は、収集した被害状況等に関する情報を基に、それぞれの状況に応じた対応策を検討するとともに、収集した情報を文化庁・文化財防災センターに報告し、情報を共有する。

なお、被災地の片付け作業等による文化財の廃棄や被災建物の解体等を防止するため、所有者や市町担当課と連絡を密にする必要がある。

①被害状況確認の基本方針

- ・安全確保最優先：文化財の確認は、人命救助・避難誘導が完了した後に行う。
- ・迅速かつ正確な情報収集：被害の程度を把握し、二次災害（火災、崩落、水損等）を防止するための応急措置を講じる。
- ・記録の徹底：写真撮影、調査内容記録、位置情報の記録を行い、後の復旧計画に備える

②被害状況確認の流れ

【初期段階】

- ・安全確保後、文化財の被害状況を現場で確認
目視調査で被害程度を分類：(例) 損傷無し／軽微／中程度／重度／全壊
- ・被害箇所の写真撮影（モバイル端末の活用）等の簡易記録
- ・応急処置（防水シート、固定、飛散防止等）により、水損・破損等の二次災害を防止

【第二段階】

- ・調査票に基づき詳細な被害状況を記録
〈調査に必要な項目等〉
文化財の基本情報：名称、所在地、種別（建造物・美術工芸品など）
被害の種類と程度：損壊（全壊・半壊・一部破損）、水濡れ、火災、流失、盗難等
写真記録：被害箇所の全体像と詳細
応急処置の内容：防水、固定、移動等

【第三段階】

- ・損傷部分（部材）の保全
- ・修復計画作成のための追加調査（個別識別情報、ラベル、登録番号等の記録等）
- ・保存環境の把握：温度・湿度、汚染物質、カビの有無、二次災害リスクの評価

(3) 発災時の連絡体制

①連絡体制の基本方針

- ・目的：災害発生時に迅速かつ的確な情報伝達と対応を行い、人命を最優先に、人命の安全が確保された上で、可能な限り文化財の保護に取り組む
- ・対象：文化財所有者・管理者、施設管理者、国・県・市町の文化財関係部局、関係機関

②連絡体制（緊急連絡網）の整備

- ・所有者・管理者→市町
 - ・市町→県→文化庁・文化財防災センター
- ※災害対策本部（県・市町）とも連携

③連絡手段

電話、メール、FAX、防災無線等を想定し、複数の連絡手段を確保

④関係機関との連携

- ・消防、警察、防災機関との協力
- ・文化財防災センターや資料ネット等への支援要請
- ・応援体制の確立：県内外の文化財レスキュー、修復専門家等との連携

2-3 文化財防災に関する支援機関

独立行政法人国立文化財機構 文化財防災センター

文化財防災センターは、「文化財を災害から守るための司令塔」として、国内外のネットワークを活かし、被災時の救援から平時の防災教育・情報発信まで幅広く担っている。日本の文化財防災の中核機関であり、自然災害や火災から文化財を守るための重要な役割を果たしている。

事業の5つの柱と実践活動

◆5つの柱

(1) 地域防災体制の構築

都道府県内の文化財関連団体間の連携体制の構築・促進、地域ブロック内における広域連携促進

(2) 災害時ガイドライン等の整備

防カビのガイドラインなど、文化財類型毎や収蔵施設単位での活動ガイドラインの整備

(3) レスキュー及び収蔵・展示における技術開発

展示収蔵の安全対策、修復処置に関する研究、災害時の緊急避難保管環境に関する研究

(4) 普及啓発

文化財防災意識向上のためのシンポジウム等の開催及び文化財防災の実践的な研修の実施

(5) 文化財防災に関係する情報の収集と活用

文化財防災総合データベースの構築と、その運用システムの開発

◆実践活動

○災害時及び防災の支援

被災文化財の救援活動、及び応急処置の支援

<https://ch-drm.nich.go.jp/>



災害時対応ガイドライン

https://ch-drm.nich.go.jp/disaster_response/guideline.html



2-4 文化財レスキューと関係団体

文化財レスキューは、災害等によって損傷を受けた文化財を保護し、廃棄や散逸を防ぐことを目的とし、具体的には、以下のような活動が行われる。

○救出活動:

被災した文化財を現場から救出し、応急処置を施す。これには、美術工芸品や古文書、歴史的建造物などが含まれる。

○一時保管

救出された文化財は、一時的に安全な場所に保管され、適切な環境で管理される。

◆文化財レスキューの歴史

文化財レスキュー活動は、1995年の阪神淡路大震災を契機に始まった。その後、2011年の東日本大震災や最近の能登半島地震など、さまざまな災害において実施されている。これらの活動は、文化庁や地方自治体、専門機関などが連携して行われている。

県内では、令和元(2019)年の東日本台風による未指定文化財の被災を契機に、令和2(2020)年8月にとちぎ歴史史料ネットワークが、同年10月には那須資料ネットが設立され、文化財レスキューに取り組んでいる。(詳細は以下のとおり)

◆文化財レスキューの重要性

文化財レスキューは、単なる物理的な救出活動にとどまらず、地域の歴史や文化を次世代に伝えるために非常に重要な取組である。被災した文化財を適切に保護し、修復することで、地域のアイデンティティや文化的価値を守ることができる。

とちぎ歴史史料ネットワーク (とちぎ史料ネット)

【基本情報】

■設立年 令和2(2020)年8月7日

■事務局所在地 〒321-8505 宇都宮市峰町 350 宇都宮大学共同教育学部 高山慶子研究室

■活動地域 栃木県(および近隣地域)

■参加方法 入会・寄付 ホームページ参照

【設立の経緯】

令和元(2019)年10月12日の東日本台風(台風19号)による浸水被害で、佐野市の個人宅に所蔵された戦争関係コレクション史料が被災したことが設立の契機となった。歴史史料ネットワーク(事務局:神戸大学)が所蔵者の要請に応じて実施したレスキューに栃木県内外の関係者が参加したことで、栃木県にも資料ネットをという設立機運が高まり、設立が実現した。

【活動の特徴】

■レスキューの現場経験を有する県内外の関係団体・関係者からレスキューのノウハウを学び、それを県内での活動に活かしている。

■運営は、県内在住・在勤の大学教員・博物館学芸員・自治体職員等の10名で担っている(令和8(2026)年3月現在)。

■佐野市でのレスキューには地元の郷土史団体が参加・協力した。とちぎ史料ネットでは地域のの方々々と連携・協力する体制の構築を目指している。

【連絡先、ホームページ等】

メールアドレス tochigi.shiryonet@gmail.com

ホームページ <https://tochigi-shiryonet.1web.jp>

X(旧 Twitter) <https://x.com/T4Tj2RWzuE5h5Js>

Facebook <https://www.facebook.com/tochigi.shiryo.net>

那須資料ネット

【基本情報】

- 設立年 令和2(2020)年10月2日
- 事務局所在地 〒329-2752 那須塩原市三島5丁目1番地 那須野が原博物館内
- 活動地域 栃木県那須地区3市2町(那須塩原市・大田原市・那須町・那珂川町・那須烏山市)をコアフィールドとする
- 参加方法 入会・寄付 ホームページ参照

【設立の経緯】

令和元(2019)年度台風19号をきっかけとして、那須地域の文化財防災・予防を意図して結成された。平成5(1993)年の西那須野町郷土資料館火災における全国でもごく初期のレスキュー活動、平成23(2011)年の東日本大震災・福島第一原子力発電所事故におけるレスキュー派遣、他県での文化遺産防災ネットワーク等での活動経験をもつ学芸員や自治体関係者、郷土史家などが中心となり、那須資料ネットに参加している。

【活動の特徴】

- 住民が主体とする活動を目指した資料ネット。地域に暮らす人々が地域を支える存在であることを願い、那須資料ネットへの参加が、市民との「協働」のカタチ。
- 重点的に活動する地域(コアフィールド)を那須地区3市2町とし、さらに大きな災害時には県内外に活動を広げる予定としている。
- 発足早々にレスキュー・保全資材を購入・仕分・配置を行い、資材は公的施設4カ所と代表・副代表関係宅2カ所の6カ所に分散配置し、災害に対して即応体制を取れるようにしている。
- 市民がより身近な地域で参加し、災害・被災資料に対して認識、地域を意識することを狙いに、保全活動研修会や展示活動、『那須文化研究』での活動報告及び災害伝承碑の調査報告を実施。

【連絡先、ホームページ等】

- メールアドレス nasushiryonet@gmail.com
- ホームページ <https://nasushiryonet.wixsite.com/website>
- X(旧 Twitter) <https://x.com/nasushiryonet>
- Facebook <https://www.facebook.com/103586178184281>

2-5 文化財ドクター派遣事業と関係団体

文化財ドクターは、被災地域における歴史的建造物の被災状況を調査するとともに、所有者または関係団体からの要請に応じて応急措置や復旧に向けての技術的支援等を行うものである。指定、未指定の有無を問わず、幅広く文化財建造物を対象とする。

(1) 応急措置被災状況の調査

被災した地域における歴史的建造物について、建築性能や文化財価値の見地から、被災状況を的確に把握する。対象は、「日本建築学会歴史的建築総目録データベース」に記載されている歴史的建造物のうち、国指定文化財を除く、県市町指定、国登録、未指定文化財である。

(2) 応急措置や復旧のための技術的支援

専門家が実施した現地調査をもとに、要請に応じて被害の専門的評価、応急措置の要否判断、本格復旧までの管理方法、建造物の安全性の確保などの助言を行う。さらに、必要に応じて応急処置の具体的手法の提示や、本格的な復旧のための設計や見積もりなどを行う。

◆文化財ドクター派遣事業の歴史

文化財ドクター派遣事業は、1995年の阪神淡路大震災における文化財建造物の被災を契機として、歴史的建築総目録DBの作成、登録文化財制度の発足、ヘリテージマネージャー養成開始など

始まり、それらを基礎にして 2011 年 の東日本大震災で開始された。その後、熊本地震や最近の能登半島地震などの災害で実施されている。現在の文化財ドクター派遣事業は、文化庁、地方自治体、協定書を締結している文化財防災センター・日本建築学会、土木学会・日本建築家協会などが連携して行われている。

◆文化財ドクター派遣事業の重要性

文化財ドクターは、地域の歴史や文化を次世代に伝える建造物を継承するための重要な取組で、文化財レスキューと並行して行われる。被災した文化財建造物について、破損状況を的確に把握し、応急処置や復旧計画の技術的支援を通じて、適切に保護・修復することが目的である。これにより被災した地域のアイデンティティや文化を継承することができる。

一般社団法人栃木県建築士会（とちぎヘリテージマネージャー協議会）

【基本情報】

- 設立年 平成 25 (2013) 年 4 月 1 日（会の設立は昭和 20 年）
- 事務局所在地 〒321-0933 宇都宮市築瀬町 1958-1 栃木県建設産業会館 1 階
- 活動地域 栃木県および関東甲信越地域
- 参加方法 専門家としての活動のため、建築士会に入会と研修会修了が必要

【設立の経緯】

平成 7 年阪神淡路大震災以降、各地で大規模災害が発生するたびに、歴史的建造物の被災が相次いでいる。被災した歴史的建造物の多くは、被災後復旧されることなく取り壊されており、その結果、地域の歴史的・文化的な景観も失われていることが、各地において報告されている。そうした事態を防ぐことを目的に日本建築士会連合会において、研修マニュアルが作成され、栃木県建築士会でも歴史的建造物の保全・活用に携わる専門家（「ヘリテージマネージャー」）要請研修会を実施し、歴史的建造物の保存活用、災害時にはその調査と復旧を目的として、とちぎヘリテージマネージャー協議会を設立

【活動の特徴】

- 平成 24(2012)年度からヘリテージマネージャー養成講習を実施しており、この講習の修了者がヘリテージマネージャーとして登録されている。また、ヘリテージマネージャー委員会を設置し、講習会の運営や歴史的建造物等の調査業務を行っている。
また、ヘリテージマネージャーおよび建築士会会員に対して、継続的に専門的な研修見学会を実施している。
- 関東甲信越建築士会ブロック会において、災害時の対応についての協定を締結し、発災時には速やかに支援できるよう備えている。

【連絡先、ホームページ等】

- メールアドレス tcgsabe@tochigi-kenchikushikai.or.jp
- ホームページ <http://www.tochigi-kenchikushikai.or.jp/>

ヘリテージマネージャー（地域歴史文化遺産保全活用推進員）とは、地域に眠る歴史文化遺産を発見し、保存し、活用して、地域づくりに活かす能力を持った人材のことであり、各地の建築士会では、地域文化活性化の一翼を担う人材群として活躍してもらうことを目途として、ヘリテージマネージャーを育成している。

3 各種災害への対応

3-1 火災

(1) リスクの把握

◇特に大きな被害が想定される文化財

- ・不動産文化財の毀損、焼失
- ・美術工芸品、古文書等の紙資料、有形無形民俗文化財の用具等の動産文化財の毀損、焼失
- ・記念物を構成する建造物、樹木等の棄損、焼失、景観変化

火災による被害は、焼失、焼損、消火活動に伴う水損が想定される。

火災が発生する要因は、落雷等の自然現象や漏電等の事故、地震、放火、不注意な火気の使用など様々あるが、事前に火災発生リスクを把握しておく必要がある。

付近における火気の使用や可燃性の高い物品の存在などについて確認することはもとより、火気のない場所でも落雷・漏電等によって火災が発生する可能性があることも意識しておく。また、人気の無い場所では放火等についても意識しておく必要がある。

(2) 事前対策

火災は予防が第一であるが、不幸にも火災が発生した場合には、早期に発見し、迅速に対応して被害を最小限にとどめなければならない。

事前対策として主に次のようなことが考えられる。

- 防火設備の整備：消火器、屋内消火栓、火災報知器、スプリンクラー等の設置・点検
 - ・単に設置するだけでなく、定期的な点検や操作方法の習熟を図る必要がある
 - ・建造物の場合落雷対策として避雷針等の設置も有効
- 電気設備の安全管理：配線・照明器具等の定期点検、過負荷防止
 - ・漏電等の電気関係が原因の火災も念頭に入れておく
- 防火管理者の選任：責任者を明確化し、防火計画を作成
 - ・運搬可能な美術工芸品等の動産文化財については、搬出手順や役割分担を確認しておく
- 防火訓練の実施：毎年1月26日の「文化財防火デー」などを活用し訓練を実施
 - ・消防機関の協力や指導を受けることも効果的
- 火気使用の制限：文化財周辺（付近）での火気使用を厳禁

(3) 発災から修理、復旧までの流れ

【発生直後】

- 人命安全確保：避難誘導、消防への通報
- 初期消火：可能な範囲で消火器・消火栓等による消火
- 文化財保護：安全を確保した上で延焼防止（耐火シート等）、移動可能な文化財の搬出、搬出先の安全確保

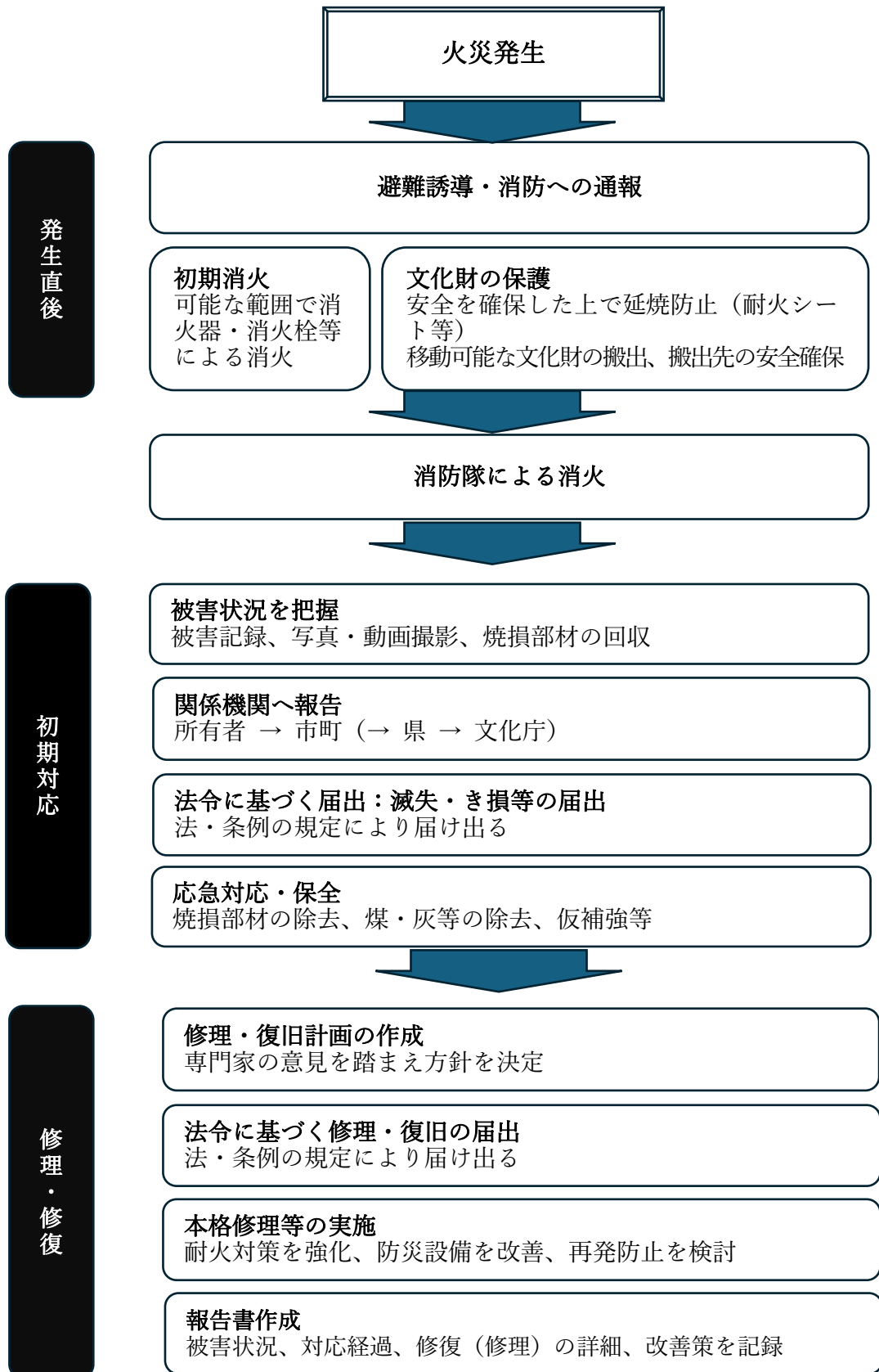
【初期対応】

- 被害状況把握：被害記録、写真・動画撮影、焼損部材の回収
- 関係機関報告：所有者→市町→県→文化庁 ※指定区分に応じる
- 法令に基づく届出：滅失・き損等の届出（法・条例の規定により届け出る）
- 応急対応・保全：焼損部材の除去、煤・灰等の除去、仮補強

【修理・修復】

- 修理・復旧計画作成：専門家の意見を踏まえ修復方針決定
- 法令に基づく届出：修理届（法・条例の規定により届け出る）
- 本格修理等：耐火対策強化、防災設備改善、再発防止の検討
- 報告書作成：被害状況、対応経過、修復（修理）の詳細、改善策を記録

■火災発生から修理、復旧までの流れ【所有者・管理団体・保存団体】



3-2 地震

(1) リスクの把握

◇特に大きな被害が想定される文化財

- ・不動産文化財の倒壊、崩落、埋没、地震に伴う火災による焼失、棄損
- ・美術工芸品、古文書等の紙資料、有形無形民俗文化財の用具等の動産文化財の埋没、焼失、流失、棄損
- ・無形文化財の保持者、無形民俗文化財保持団体の構成員の生命財産等の被害
- ・記念物を構成する建造物、樹木等の棄損、焼失、景観変化

地震はほぼすべての文化財に対して甚大な被害を及ぼす可能性が非常に高く、地震そのものの振動による被害はもとより、地震発生直後に生じる火災や地すべり等による被害を受ける可能性も高い。

地震による被害は、建造物の破損、倒壊、美術工芸品の転倒、史跡・名勝・天然記念物の棄損等が想定される。また、文化財を保管している施設への被災など、間接的な影響を及ぼすことがある。

地震を発生前に予測することは困難だが、大地震の発生予想についての情報を収集し、地震が発生した場合に被害を受ける可能性の有無について日常的に把握しておくことが重要である。

(2) 事前対策

- 耐震補強：建造物の耐震診断・補強、収蔵棚等の固定
 - ・建造物は、耐震診断を行って耐震性を判断した上で必要となる耐震強度が確保できない場合は、専門家の指導を受けながら耐震補強などの対策をとることが望ましい。
 - ・その際には、文化財の指定区分等により、市町や県、文化庁と十分に協議することが必要
- 転倒防止策：展示ケース・収蔵品の固定、落下防止器具等の設置
 - ・免震構造を備えた台座等の活用も有効
- 避難計画の作成等：文化財搬出ルートと人員避難経路の明確化及び避難訓練の実施
- 連絡体制整備：地震発生時の緊急連絡網を構築
- 応急資材準備：養生シート、緩衝材、記録用カメラ等

(3) 発災から修理、復旧までの流れ

【発生直後】

- 人命安全確保：避難誘導
- 二次災害防止：倒壊・火災防止
- 文化財保護：安全を確保した上で移動可能な文化財の搬出、搬出先の安全確保

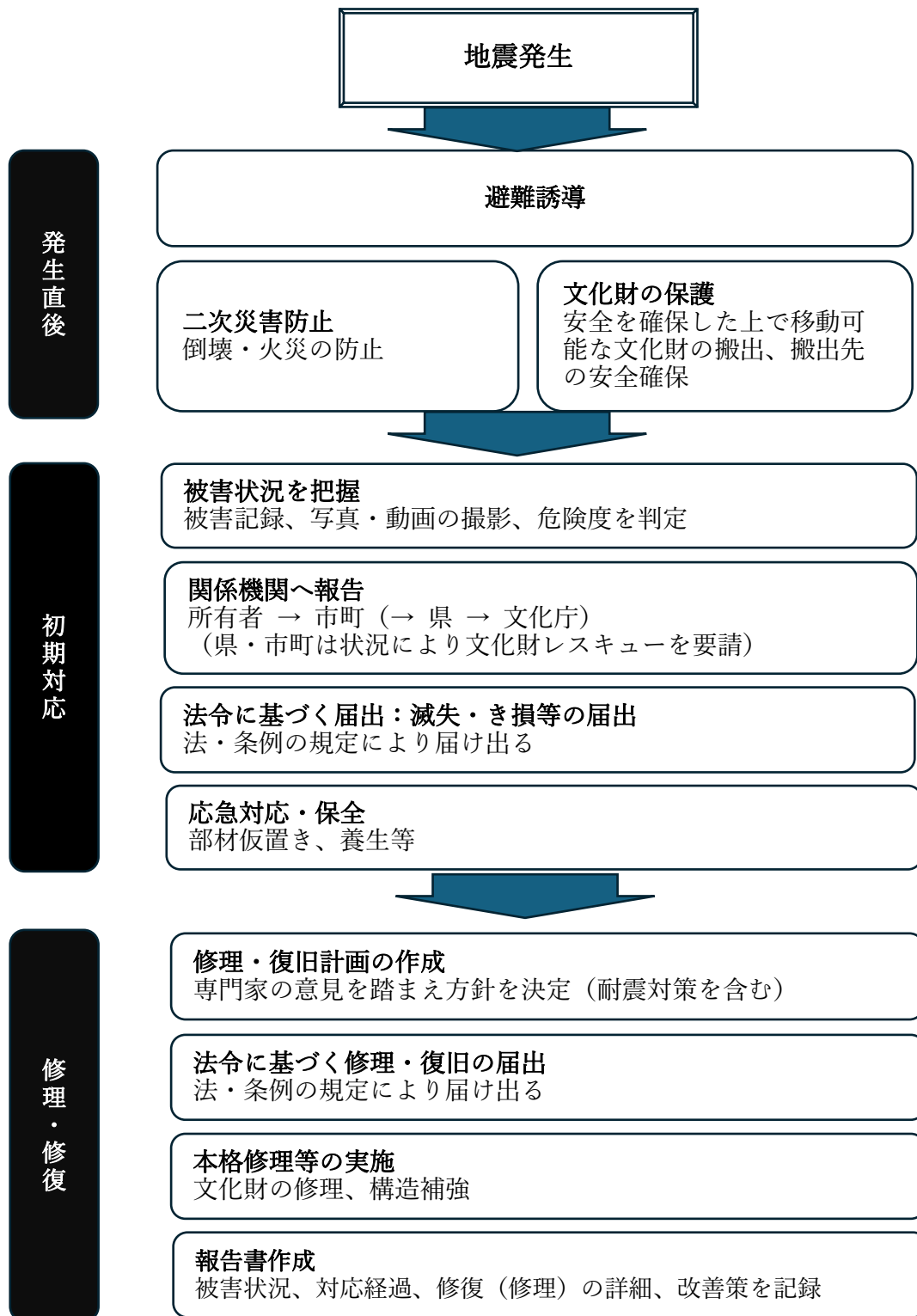
【初期対応】

- 被害状況把握：被害記録、写真・動画撮影、危険度判定
- 関係機関報告：所有者→市町→県→文化庁 ※指定区分に応じる
状況により文化財レスキュー要請
- 法令に基づく届出：滅失・き損等の届出（法・条例の規定により届け出る）
- 応急対応・保全：部材仮置き、養生

【修理・修復】

- 修理・復旧計画作成：専門家の意見を踏まえ修復方針決定（耐震対策を含む）
- 法令に基づく届出：修理届（法・条例の規定により届け出る）
- 本格修理等：文化財の修理、構造補強、防災マニュアル改訂
- 報告書作成：被害状況、対応経過、修復（修理）の詳細、防災対策を記録

■地震の発生から修理、復旧までの流れ【所有者・管理団体・保存団体】



3-3 風水害

(1) リスクの把握

◇特に大きな被害が想定される文化財

- ・不動産文化財の倒壊、流失、埋没、棄損
- ・美術工芸品、古文書等の紙資料、有形無形民俗文化財の用具等の動産文化財の流失、埋没、棄損
- ・無形文化財、無形民俗文化財の用具等の、流失、埋没、棄損
- ・無形文化財の保持者、無形民俗文化財保持団体の構成員の生命財産等の被害

風水害の対策では事前のリスク把握が特に重要である。

台風による強風や大雨等については、あらかじめ文化財の状況を点検し影響を受けそうな箇所を確認しておく。

有形文化財では建造物等における、強風や雨水による破損や浸水、美術工芸品や紙資料等水損、史跡・名勝・天然記念物についても、土砂災害や強風による樹木の倒木や落枝が発生すること想定される。樹木周囲の状況を確認し、倒木・落枝が発生した場合に生じる被害を予測しておくなど、風水害によってどのような災害が起こりうるか検討しておくことが重要である。

洪水や土砂災害は、その発生自体が地形等に影響されるところが大きいいため、周囲の地形等から起こり得る災害を予測しておく。

(2) 事前対策

風水害は、地震と異なり、天気予報や自治体作成のハザードマップによりある程度の事前予測が可能であるため、災害発生の想定に基づく事前対策が有効である。

- 事前の情報収集：台風などの大雨や強風については十分な事前の情報収集
- ハザードマップ確認：浸水・土砂災害リスクを把握
- 排水設備の点検：雨どい・排水路の清掃、土嚢の準備
 - ・定期的な点検も実施
- 収蔵品の移動：浸水リスクのある場所から高所へ移動、防水ケース等の活用
 - ・通常の雨天時における漏水の有無を点検し、漏水被害リスクの軽減
 - ・洪水時における万が一の流出に備えた対策の検討
- 建物補強：窓・扉等の防水・強風対策のための補強
- 天然記念物の樹木への対策：支柱や添え木による補強
- 気象情報の常時確認：警報・注意報に応じた行動計画

(3) 発災から修理、復旧までの流れ

【発生直後】

- 人命安全確保：避難誘導
- 応急処置：シート養生、排水
- 文化財保護：安全を確保した上で移動可能な文化財の搬出、搬出先の安全確保

【初期対応】

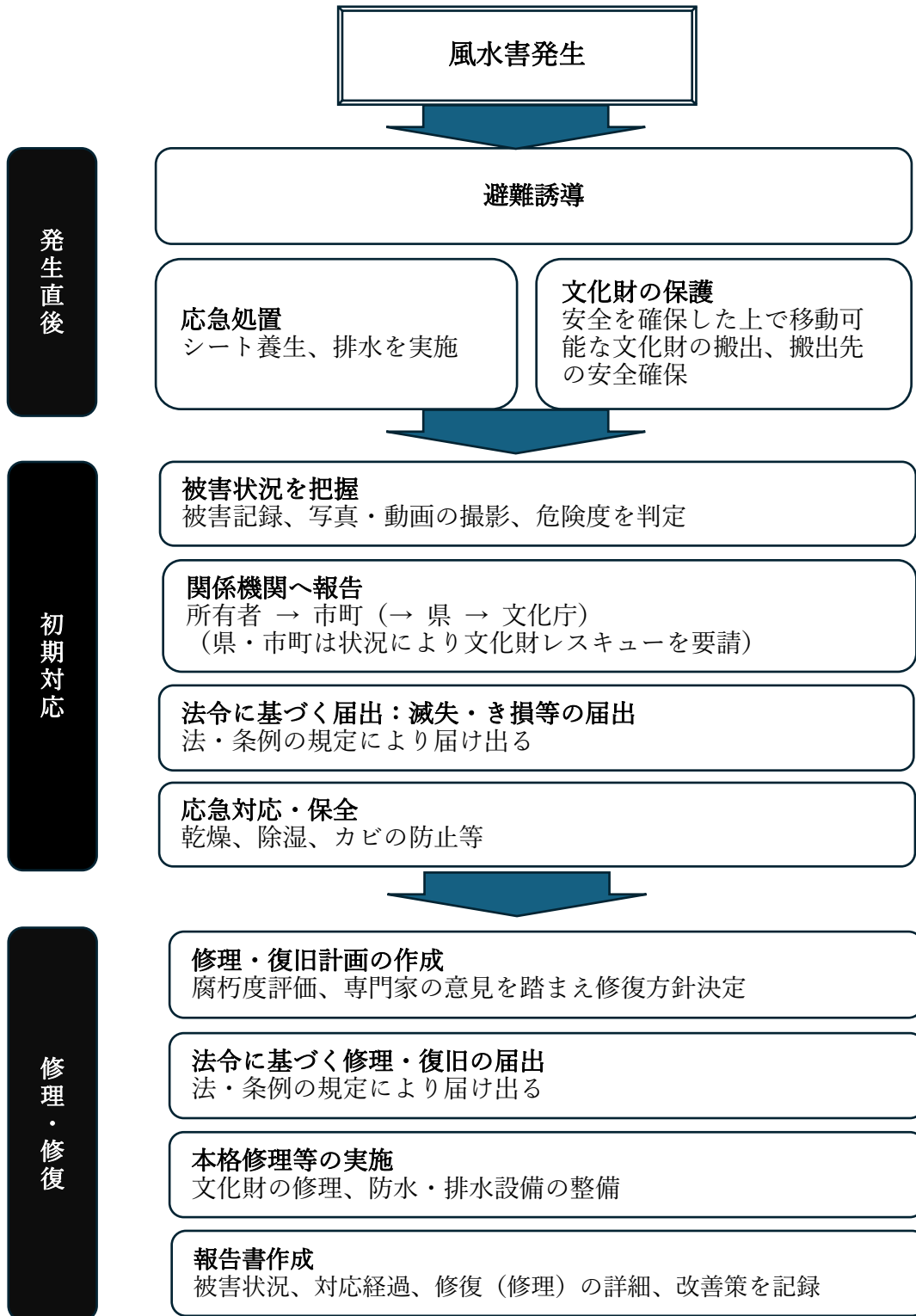
- 被害状況把握：被害記録、写真・動画撮影、浸水範囲、危険度判定
- 関係機関報告：所有者→市町→県→文化庁 ※指定区分に応じる
状況により文化財レスキュー要請
- 法令に基づく届出：滅失・き損等の届出（法・条例の規定により届け出る）
- 応急対応・保全：乾燥、除湿、カビ防止

【修理・修復】

- 修理・復旧計画作成：腐朽度評価、専門家の意見を踏まえ修復方針決定
- 法令に基づく届出：修理届（法・条例の規定により届け出る）
- 本格修理等：文化財の修理、防水・排水設備整備、防災マニュアル改訂

○報告書作成：被害状況、対応経過、修復（修理）の詳細、防災対策を記録

■風水害の発生から修理、復旧までの流れ【所有者・管理団体・保存団体】



3-4 盗難等

(1) リスクの把握

◇特に大きな被害が想定される文化財

- ・不動産文化財の棄損、盗難（建造物等の部材や天然記念物等の盗難）
- ・美術工芸品、古文書等の紙資料、有形無形民俗文化財の用具等の動産文化財の盗難、棄損（汚損）
- ・無形文化財、無形民俗文化財の用具等の盗難、棄損（汚損）

盗難等の被害に特に遭いやすいのは有形文化財の中でも美術工芸品であるが、建造物の破損や部材の盗難、天然記念物の盗掘なども想定される。

盗難等の被害に遭うのは無住の社寺や山中など人の出入りの少ない場所が多く、監視カメラ等が設置されていない場合は抑止力が弱い

これらを総合的に考えて盗難等のリスクの高さを判断することが必要となる。

なお、人の出入りの少ない場所は、盗難だけでなく落書きなどの汚損等の被害を受けやすいことも認識しておく必要がある。

(2) 事前対策

盗難等のリスクが高いと考えられる場合は早急に防犯対策を講じることが重要である。まずは、防犯環境の確保が基本であり、厳重な施錠等による物理的な防御や特に無住の文化財や過疎地域では、地域ぐるみで監視体制を強化することが求められる。

- 警備体制強化：防犯カメラ、センサー、防犯灯の設置、定期的な巡視、警備員配置
 - ・定期的に点検・作動状態の確認を行い、異常時に即時対応できる体制を整えることが重要
 - ・定期的な巡視は盗難等に対する抑止力となるほか、万一被害にあった場合の早期発見・対応につながる
- 施錠管理：展示室・収蔵庫等の施錠徹底、鍵管理簿の整備
- 入退室管理：関係者以外の立ち入り制限、記録簿の運用
- 環境整備
 - ・周囲の雑草を刈るなど見通しを良くすることで、犯人の隠れ場所をなくす
 - ・柵やフェンスを設置し、車両での接近を困難にすることも効果的
- 警察との連携：緊急時の通報体制を整備
 - ・所轄警察署に依頼して、専門の立場からの定期的な防犯診断
- 記録整備：文化財の写真・台帳を最新化し、盗難時の対応を迅速化
 - ・写真、寸法、材質、特徴その他を詳細に記録し、管理台帳を作成しておくこと、万一盗難に遭った場合、捜索や取り戻しのための重要な情報となる

(3) 発災から修理、復旧までの流れ

【発生直後】

- 警察への通報（110番）
- 現場保全：盗難等現場を動かさず、証拠保全（写真撮影、封鎖）
- 監視カメラ映像確保

【初期対応】

- 被害状況把握：盗難品リスト作成、盗難以外の損傷や二次被害の有無を確認、被害記録、写真・動画撮影
- 警察との連携：盗難品の特徴、写真、他関係情報を提供
 - ※盗難は「初動対応の迅速さ」が鍵であり証拠保全と警察連携が必要
- 関係機関報告：所有者→市町→県→文化庁 ※指定区分に応じる
- 法令に基づく届出：滅失・き損等の届出（法・条例の規定により届け出る）

【修理・修復】

- 破損部材等修理：破壊された扉やケース等の修理
- 事後報告書作成：発生原因、対応経過、改善策を記録
- 再発防止策：防犯設備更新、防犯マニュアル改訂
- 報告書作成：被害状況、対応経過、修復（修理）の詳細、防犯対策を記録

■盗難の発生から修理、復旧までの流れ【所有者・管理団体・保存団体】



4 被災後の対応

4-1 修理・復旧計画

所有者は、被害状況に応じて、修理・復旧の方針と行程・予算・体制等を整理し計画を作成する。その際、次の点に留意する。

- ・最小限の介入：文化財に対して必要以上の手を加えないこと
→過剰な修理は、元の状態や文化財の本質的価値を失わせる危険がある
- ・可逆性：修理を取り除けるようにすること
→将来より良い方法で修理できるようにする
- ・真正性：文化財の本来の価値を尊重すること
→オリジナルの素材や技法を可能な限り保持する

なお、修理・復旧計画は所有者が独力で作成することが困難な場合が多いため関係行政機関が支援を行う。

【主な手順】

- 詳細調査・診断
 - ・保存修理専門家等による詳細調査（材料分析、構造診断等）
- 優先順位の決定
 - ・二次被害の可能性、保存状態、指定区分、地域的・社会的影響等を考慮し、優先順位を決定
- 修理・復旧方針の決定
 - ・原則として最小限の介入、可逆性の確保、原形の尊重
 - ・原形復旧、状態保持、部分修理等の選択
- 行程計画とスケジュール
 - ・応急処置→一時復旧→本復旧→検査等の行程を明確化（各工程の期間も明記）
- 予算・資金計画
 - ・概算予算と資金源の確保（公的補助、寄付、保険等）と自己負担分の整理
- 許認可等法令上の手続きの確認
 - ・指定等文化財に係る届出・許可手続きの確認
 - ・建築基準等の確認
- 関係者調整等
 - ・所有者・管理者、県・市町、専門家、地域、支援団体等との役割分担と連絡体制
- 修理・復旧後の公開管理
 - ・修理・復旧後に公開する場合は、展示・公開時の取扱いについても整理する

4-2 修理・復旧事業の実施

所有者と関係行政機関による修理・復旧の協議が整うと被災文化財の修理・復旧を行う。

所有者は、作成した計画を基に安全かつ適切に修理・復旧事業を実施し、完了後の保存・活用につなげる。

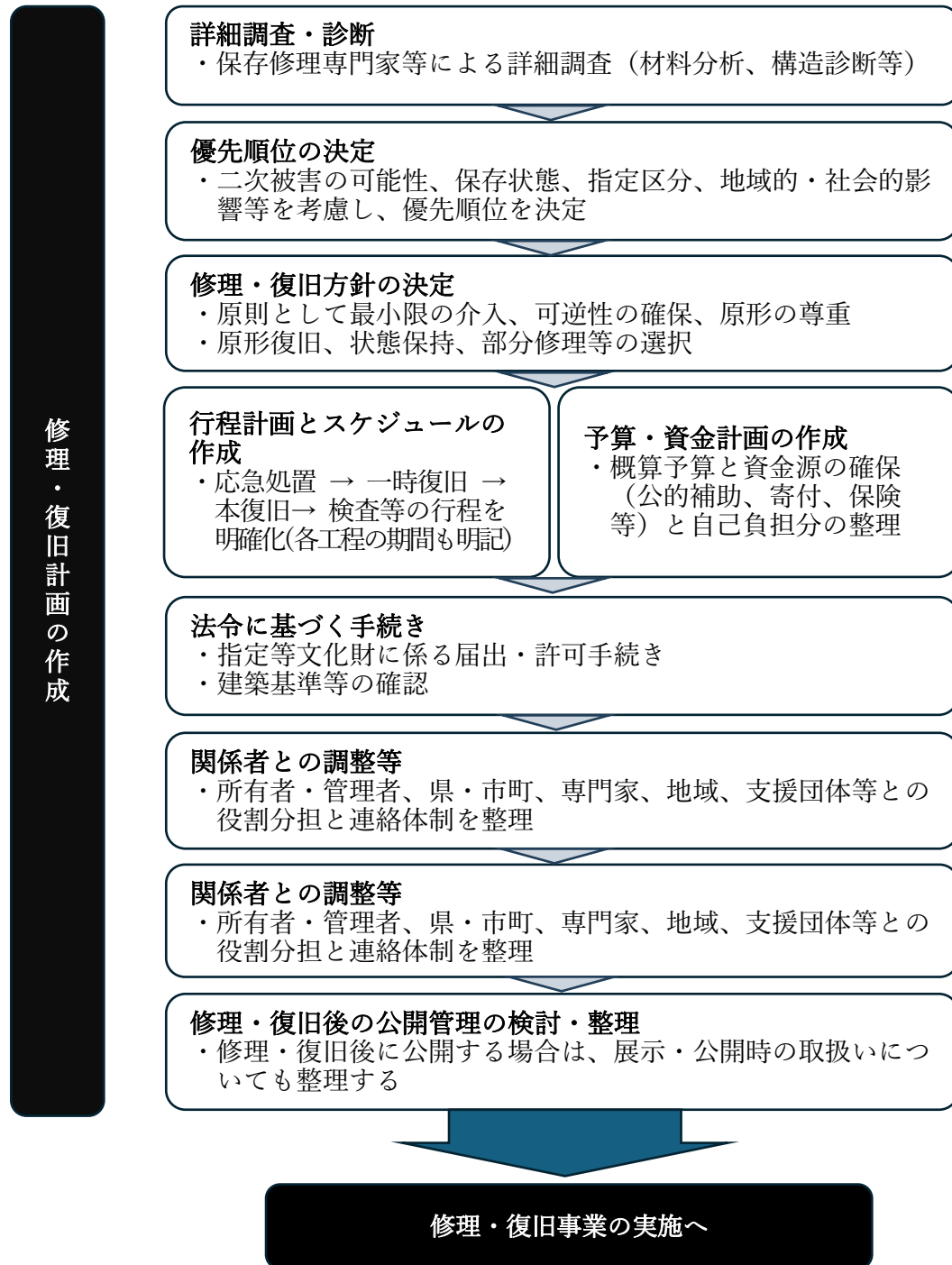
文化財の修理・復旧事業は、各種手続き等をはじめ文化財所有者だけでは困難なことが多いため、行政機関が文化財所有者を支援して修理・復旧事業を円滑に進める。

【主な手順】

- 応急処置の評価
 - ・実施済みの応急処置の効果確認、修理・復旧作業への影響等の確認
- 事前準備
 - ・修理・復旧に係る契約：設計、施工、監理の内容・範囲・責任等を明確化）
 - ・作業現場の安全対策、作業指示・工程等の調整
- 本修理・復旧作業
 - ・契約に基づく修理・復旧作業の実施
- 工程管理と検査

- ・定期的な工程管理と専門家のチェック
 - ・重要な処置は記録写真・試験データ等の整理・保管
 - ・中間検査・承認、完了検査・承認
- 記録の作成
- ・修理前後の全記録（写真、測定値、処置履歴、使用材料等）を作成し、保管する。
 - ・デジタルデータはバックアップ管理（クラウドの活用も検討）

■修理・復旧の流れ【所有者・管理団体・保存団体】



応急処置の評価

- ・実施済みの応急処置の効果確認、修理・復旧作業への影響等の確認

事前準備

- ・修理・復旧に係る契約：設計、施工、監理の内容・範囲・責任等を明確化)
- ・作業現場の安全対策、作業指示・工程等の調整

本修理・復旧作業

- ・契約に基づく修理・復旧作業の実施

工程管理と検査

- ・定期的な工程管理と専門家のチェック
- ・重要な処置は記録写真・試験データ等の整理・保管
- ・中間検査・承認、完了検査・承認

記録の作成

- ・修理前後の全記録（写真、測定値、処置履歴、使用材料等）を作成し、保管する。
- ・デジタルデータはバックアップ管理（クラウドの活用も検討）

4-3 法令上の手続き等

災害によって文化財の滅失（焼失や盗難など消滅した場合、生物にあっては死亡した場合）、棄損（一部が破損した場合）等が生じた場合、指定・登録文化財については法令上の手続きが必要になる。また、指定等文化財のき損箇所の復旧や修理を行う場合にも届出が必要となる。

(1)滅失・き損等届

①国指定等文化財

国指定文化財が地震や台風などの災害で破損やき損、盗難等が生じた場合、文化財所有者等は、これらの事実を知った日から10日以内に「(滅失、き損、亡失、盗難)の届」を市町文化財主管課、県を通じて文化庁に提出する(5 様式集参照)とともに、応急処置の方法や手続き等について相談する。

②県指定等文化財

県指定等文化財が被災等を受けた場合も同様に、すみやかに滅失等届(様式第15号)を提出する。

(2)修理届・復旧届

①国指定等文化財

国指定有形文化財を修理しようとする場合は、文化財所有者等は、修理の30日前までに、「修理届」を提出する。その際、市町文化財主管課、県文化振興課を通じて文化庁に相談し、必要な手続きを行う。

また、史跡名勝天然記念物については同様に「復旧届」を提出する(5 様式集参照)。その際、元の状態に戻すだけでなく、何らかの整備を行う場合には、現状変更の許可申請が必要となる。

②県指定等文化財

県指定文化財を修理しようとする場合も同様に、市町文化財主管課を通じ県に相談する。そのうえで、「修理届」(様式第 18 号)の提出等必要な手続きを行う。

また、修理の際は、一定の知識や技量を持った修理技術者に任せるようにする。修理が完了したら、速やかにその報告を行う。

(3)その他法令上の手続

(1)、(2)以外の法令上の手続等については「5-2 法令上の手続一覧」(○ページ)に示す。

なお、県は、激甚災害など災害の規模が大きい場合、現状変更の許可を要しない範囲、滅失・毀損届等の期間猶予等について文化庁と協議の上適用を検討し、必要に応じて県内関係機関に周知する

5-1 関係法令

○文化財保護法（抜粋）

（滅失、き損等）

第33条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から10日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

（所在の変更）

第34条 重要文化財の所在の場所を変更しようとするときは、重要文化財の所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて且つ、指定書を添えて、所在の場所を変更しようとする日の二十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。但し、文部科学省令の定める場合には、届出を要せず、若しくは届出の際指定書の添付を要せず、又は文部科学省令の定めるところにより所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。

（現状変更等の制限）

第43条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

（修理の届出等）

第43条の2 重要文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、修理に着手しようとする日の30日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。但し、前条第1項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 重要文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る重要文化財の修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

（登録有形文化財の滅失、き損等）

第61条 登録有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令で定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から10日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

（登録有形文化財の所在の変更）

第62条 登録有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、登録有形文化財の所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、所在の場所を変更しようとする日の二十日前までに、登録証を添えて、文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令で定める場合には、届出を要せず、若しくは届出の際登録証の添付を要せず、又は文部科学省令で定めるところにより所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。

（登録有形文化財の現状変更の届出等）

第64条 登録有形文化財に関しその現状を変更しようとする者は、現状を変更しようとする日の

三十日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合は、この限りでない。

(重要有形民俗文化財の管理)

第 80 条 重要有形民俗文化財の管理には、第 30 条から第 34 条までの規定を準用する。

(重要有形民俗文化財の保護)

第 81 条 重要有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の 20 日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

(登録有形民俗文化財)

第 90 条 文部科学大臣は、重要有形民俗文化財以外の有形の民俗文化財（第 182 条第 2 項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

3 前二項の規定により登録された有形の民俗文化財（以下「登録有形民俗文化財」という。）については、第 3 章第 2 節（第 57 条及び第 67 条の 2 から第 67 条の 7 までの規定を除く。）の規定を準用する。この場合において、第 64 条第 1 項及び第 65 条第 1 項中「30 日前」とあるのは「20 日前」と、第 64 条第 1 項ただし書中「維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合」とあるのは「文部科学省令で定める場合」と読み替えるものとする。

(管理団体による管理及び復旧)

第 118 条 管理団体が行う管理には、第 30 条、第 31 条第 1 項及び第 33 条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第 35 条及び第 47 条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第 56 条第 3 項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第 120 条 所有者が行う管理には、第 30 条、第 31 条第 1 項、第 32 条、第 33 条並びに第 115 条第 1 項及び第 2 項（同条第 2 項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第 35 条及び第 47 条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第 56 条第 1 項の規定を、管理責任者が行う管理には、第 30 条、第 31 条第 1 項、第 32 条第 3 項、第 33 条、第 47 条第 4 項及び第 115 条第 2 項の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第 125 条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

(復旧の届出等)

第 127 条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の 30 日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第 125 条第 1 項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る

史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(滅失又はき損)

第 136 条 重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、所有者又は権原に基づく占有者（以下この章において「所有者等」という。）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から 10 日以内に文化庁長官に届け出なければならない。ただし、重要文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合として文部科学省令で定める場合は、この限りでない。

(現状変更等の届出等)

第 139 条 重要文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の 30 日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、現状変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

○栃木県文化財保護条例（抜粋）

(滅失及び毀損)

第 8 条 県指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者がある場合はその者は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(所在の変更)

第 9 条 県指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者（管理責任者がある場合はその者）は、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。ただし、

(現状変更等の制限)

第 13 条 県指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

(修理の届出)

第 14 条 県指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。ただし、第 11 条第 1 項の規定による補助金の交付、第 12 条第 2 項の規定による勧告又は前条第 1 項の規定による許可を受けて修理を行う場合はこの限りでない。

(県指定有形民俗文化財の保護)

第 28 条 県指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。

(準用規定)

第 29 条 第 6 条から第 12 条まで及び第 14 条から第 19 条までの規定は、県指定有形民俗文化財について準用する。

(現状変更等の制限)

第 38 条 県指定史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為について

は影響の軽微である場合は、この限りでない。

(復旧の届出)

第 39 条 県指定史跡名勝天然記念物の復旧の届出については、第 14 条の規定を準用する。

(準用規定)

第 40 条 第 6 条から第 8 条まで、第 10 条から第 12 条まで、第 18 条並びに第 19 条の規定(管理団体を含む。)は、県指定史跡名勝天然記念物について準用する。

5-2 法令上の手続一覧

◆国指定等文化財の法令上の手続一覧

区分	項目	期限	根拠
国宝・重油文化財	滅失・き損・亡失等【届出】	事実を知った日から 10 日以内	法第 33 条
	所在の場所の変更【届出】	変更の 20 日前まで	法第 34 条
	現状変更等【許可申請】		法第 43 条第 1 項
	現状変更等【終了報告】	遅滞なく	規則第 7 条
	修理【届出】	修理着手 30 日前	法第 43 条の 2 第 1 項
	修理【終了報告】	遅滞なく	規則第 3 条
重要有形民俗文化財	滅失・き損・亡失等【届出】	事実を知った日から 10 日以内	法第 80 条で準用する第 33 条
	所在の場所の変更【届出】	変更の 20 日前まで	法第 80 条で準用する第 34 条
	現状変更等【届出】	現状変更等 20 日前まで	法第 81 条第 1 項
	現状変更等【終了報告】	遅滞なく	規則第 3 条
史跡名勝天然記念物	滅失・き損・亡失等【届出】	事実を知った日から 10 日以内	法第 118 条、第 120 条で準用する第 33 条
	現状変更等【許可申請】		法第 125 条第 1 項
	現状変更等【終了報告】	遅滞なく	規則第 3 条
	復旧【届出】	着手 30 日前	法第 127 条第 1 項
	復旧【終了報告】	遅滞なく	規則第 3 条
重要文化的景観	滅失・き損【届出】	事実を知った日から 10 日以内	法第 136 条
	現状変更等【届出】	現状変更等 30 日前まで	法第 139 条
登録有形文化財	滅失・き損【届出】	事実を知った日から 10 日以内	法第 61 条
	所在の変更【届出】	変更の 20 日前まで	法第 62 条
	現状変更	現状変更等 30 日前まで	法第 64 条第 1 項
登録有形民俗文化財	滅失・き損【届出】	事実を知った日から 10 日以内	法第 90 条第 3 項において準用する法第 61 条
	所在の変更【届出】	変更の 20 日前まで	法第 90 条第 3 項において準用する法第 62 条
	現状変更【届出】	現状変更等 20 日前まで	法第 90 条第 3 項において準用する法第 64 条第 1 項
登録記念物	滅失・き損【届出】	事実を知った日から 10 日以内	法第 133 条において準用する法第 118 条および第 120 条において準用する法第 33 条
	現状変更【届出】	現状変更等 30 日前まで	法第 133 条において準用する法第 64 条第 1 項

◆県指定文化財の法令上の手続一覧

区分	項目	期限	根拠
有形文化財	滅失・き損、亡失等【届出】	事実があった後速やかに	条例第8条
	所在の場所の変更【届出】	あらかじめ	条例第9条
	現状変更等【許可申請】		条例第13条第1項
	現状変更等【終了報告】	完了後	条例施行規則第15条
	修理【届出】	あらかじめ	法第14条第1項
	修理【終了報告】	完了後	条例施行規則第15条
有形民俗文化財	滅失・き損、亡失等【届出】	事実があった後速やかに	条例第29条で準用する第8条
	所在の場所の変更【届出】	あらかじめ	条例第29条で準用する第9条
	現状変更等【届出】	あらかじめ	条例第28条第1項
	現状変更等【終了報告】	完了後	条例施行規則第14条
	修理【届出】	あらかじめ	条例第29条で準用する第14条第1項
	修理【終了報告】	完了後	条例施行規則第14条
史跡名勝天然記念物	滅失・き損、亡失等【届出】	事実があった後速やかに	条例第40条で準用する第8条
	現状変更等【許可申請】		条例第38条第1項
	現状変更等【終了報告】	完了後	条例施行規則第14条
	復旧【届出】	あらかじめ	条例第39条で準用する第14条
	復旧【終了報告】	完了後	条例施行規則第14条

5-3 各種届等記載事項・様式

【国指定等文化財関係】

国指定等文化財については各種届出等の様式定めはないが、関係規則により記載すべき事項が示されている。

◆滅失、毀損等の届出書の記載事項等（国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財）

国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則（抜粋）
（滅失、毀損等の届出書の記載事項等）

第6条 法第33条（法第172条第5項で準用する場合を含む。）の規定による国宝又は重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 国宝又は重要文化財の名称及び員数
 - 二 指定年月日及び指定書の記号番号
 - 三 国宝又は重要文化財の指定書記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
 - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 七 滅失、毀損、亡失又は盗難（以下「滅失、毀損等」という。）の事実の生じた日時及び場所
 - 八 滅失、毀損等の事実の生じた当時における管理の状況
 - 九 滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度
 - 十 滅失、毀損等の事実を知った日
 - 十一 滅失、毀損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項
- 2 毀損の場合にあつては、前項の書面に写真又は見取図その他毀損の状態を示す書類を添えるものとする。

◆滅失、毀損等の届出書の記載事項等（史跡、名勝又は天然記念物）

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則（抜粋）
（史跡、名勝又は天然記念物の滅失、毀損等の届出書の記載事項等）

第6条 法第118条、第120条及び第172条第5項で準用する法第33条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、毀損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、毀損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、毀損等」という。）の事実の生じた日時
- 八 滅失、毀損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 九 滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度
- 十 毀損の場合は、毀損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物はその保存上受ける影響
- 十一 滅失、毀損等の事実を知った日
- 十二 滅失、毀損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、毀損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

◆滅失、毀損等の届出書の記載事項等（重要文化的景観）

重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則（抜粋）

（滅失又はき損の届出書の記載事項等）

第3条 法第136条の規定による重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 重要文化的景観の名称
- 二 選定年月日
- 三 重要文化的景観の所在地
- 四 選定の申出を行った都道府県又は市町村
- 五 所有者等の氏名又は名称及び住所
- 六 滅失又はき損の事実の生じた日時
- 七 滅失又はき損の事実の生じた当時における管理の状況
- 八 滅失又はき損の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
- 九 き損の場合は、き損の結果当該重要文化的景観がその保存上受ける影響
- 十 滅失又はき損の事実を知った日
- 十一 滅失又はき損の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失又はき損の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

◆滅失、毀損等の届出書の記載事項等（登録有形文化財）

登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則（抜粋）

（滅失、毀損等の届出書の記載事項）

第10条 法第61条の規定による登録有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録有形文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録有形文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、毀損、亡失又は盗難（以下「滅失、毀損等」という。）の事実の生じた日時及び場所
- 八 滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度
- 九 滅失、毀損等の事実を知った日
- 十 滅失、毀損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

◆滅失、毀損等の届出書の記載事項等（登録記念物）

登録記念物に係る文化財登録原簿、標識等の設置の基準及び届出書等に関する規則（抜粋）
（滅失、毀損等の届出書の記載事項等）

第13条 法第133条において準用する法第118条及び第120条において準用する法第33条の規定による登録記念物の全部又は一部が滅失し、毀損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録記念物の名称
- 二 登録年月日
- 三 登録記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、毀損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、毀損等」という。）の事実の生じた日時
- 八 滅失、毀損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 九 滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度
- 十 毀損の場合は、毀損の結果当該登録記念物とその保存上受ける影響
- 十一 滅失、毀損等の事実を知った日
- 十二 滅失、毀損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、毀損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

◆滅失、毀損等の届出書の記載事項等（登録有形民俗文化財）

登録有形民俗文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則（抜粋）
（滅失、毀損等の届出書の記載事項）

第10条 法第90条第3項において準用する法第61条の規定による登録有形民俗文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録有形民俗文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録有形民俗文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、毀損、亡失又は盗難（以下「滅失、毀損等」という。）の事実の生じた日時及び場所
- 八 滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び概要
- 九 滅失、毀損等の事実を知った日
- 十 滅失、毀損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

◆所在の場所変更の届出書の記載事項等（国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財）

国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則（抜粋）
（所在の場所変更の届出書の記載事項等）

第7条 法第34条（法第172条第5項で準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による国宝又は重要文化財の所在の場所を変更しようとするときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 国宝又は重要文化財の名称及び員数
 - 二 指定年月日及び指定書の記号番号
 - 三 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 四 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
 - 五 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 六 現在の所在の場所（指定書記載の所在の場所と異なる場合は、指定書記載の場所を併記するものとする。）
 - 七 変更後の所在の場所
 - 八 変更しようとする年月日
 - 九 変更しようとする事由
 - 十 現在の所在の場所又は現在の所在の場所が指定書記載の所在の場所と異なる場合において、当該指定書記載の場所に復することが明らかな場合は、その旨及び時期
 - 十一 その他参考となるべき事項
- 2 前項第十号の時期を変更したときは、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

◆所在の場所変更の届出書の記載事項等（登録有形文化財）

登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則

（所在の場所変更の届出書の記載事項等）

第 11 条 法第 62 条の規定による登録有形文化財の所在の場所を変更しようとするときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録有形文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 所有者の氏名又は名称及び住所
- 四 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 五 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 六 現在の所在の場所（登録証記載の所在の場所と異なる場合は、登録証記載の場所を併記するものとする。）
- 七 変更後の所在の場所
- 八 変更しようとする年月日
- 九 変更しようとする事由
- 十 現在の所在の場所に復すること又は現在の所在の場所が登録証記載の所在の場所と異なる場合において当該登録証記載の場所に復することが明らかな場合は、その旨及び時期
- 十一 その他参考となるべき事項

◆所在の場所変更の届出書の記載事項等（登録有形民俗文化財）

登録有形民俗文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則（抜粋）

（所在の場所変更の届出書の記載事項等）

第 11 条 法第 90 条第 3 項において準用する法第 62 条の規定による登録有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録有形民俗文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 所有者の氏名又は名称及び住所
- 四 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 五 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 六 現在の所在の場所（登録証記載の所在の場所と異なる場合は、登録証記載の場所を併記するものとする。）
- 七 変更後の所在の場所
- 八 変更しようとする年月日
- 九 変更しようとする事由
- 十 現在の所在の場所に復すること又は現在の所在の場所が登録証記載の所在の場所と異なる

場合において当該登録証記載の場所に復することが明らかな場合は、その旨及び時期
十一 その他参考となるべき事項

◆現状変更等許可申請書の記載事項等（国宝、重要文化財）

国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則（抜粋）

（国宝又は重要文化財の現状変更等の許可の申請）

第1条 文化財保護法第43条第1項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

- 一 国宝又は重要文化財の名称及び員数
- 二 指定年月日及び指定書の記号番号
- 三 国宝又は重要文化財の指定書記載の所在の場所
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 現状変更等許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 八 現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
- 九 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十 現在の所在の場所が指定書記載の所在の場所と異なるときは、現在の所在の場所
- 十一 現状変更等のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更等の終了後復すべき所在の場所及びその時期
- 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十三 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十四 その他参考となるべき事項

（国宝又は重要文化財の現状変更等の許可申請書の添附書類等）

第2条 前条の許可申請書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図
- 三 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- 四 現状変更等許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 五 管理責任者がある場合において、現状変更等許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の承諾書
- 六 管理団体がある場合において、現状変更等許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の承諾書

（終了の報告）

第7条 法第43条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

◆現状変更等の届出の記載事項等（重要有形民俗文化財）

重要有形民俗文化財の現状変更等及び公開の届出等に関する規則（抜粋）

（現状変更等の届出）

第1条 文化財保護法第81条第1項の規定による重要有形民俗文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

- 一 重要有形民俗文化財の名称及び員数
- 二 指定年月日及び指定書の番号

- 三 重要有形民俗文化財の指定書記載の所在の場所
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
 - 六 管理団体がある場合は、その名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 七 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 八 現状変更等を必要とする理由
 - 九 現状変更等の内容及び実施の方法
 - 十 現在の所在の場所が指定書記載の所在の場所と異なるときは、現在の所在の場所
 - 十一 現状変更等のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更等の終了後復すべき所在の場所及びその時期
 - 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
 - 十三 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 十四 その他参考となるべき事項
- 2 前項の届出の書面には、次に掲げる書類、図面又は写真を添えなければならない。
- 一 現状変更等の設計仕様書、設計図又は計画書
 - 二 現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図
 - 三 現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料
 - 四 届出者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書
 - 五 管理責任者がある場合において、届出者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
 - 六 管理団体がある場合において、届出者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

(終了の報告)

第3条 法第81条第1項の規定による現状変更等の届出を行つた者は、当該届出に係る現状変更等が終了したときは、遅滞なく文化庁長官にその旨を報告するものとする。

◆現状変更等許可申請書の記載事項等（史跡、名勝又は天然記念物）

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（抜粋）

（許可の申請）

- 第1条 文化財保護法第125条第1項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官に提出しなければならない。
- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
 - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
 - 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
 - 十 現状変更等の内容及び実施の方法
 - 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
 - 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
 - 十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添附書類等)

第2条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地を表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第3条 法第125条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

◆現状変更等の届出の記載事項等（重要文化的景観）

重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則（抜粋）

(現状変更等の届出)

第5条 法第139条第1項の規定による重要文化的景観の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

一 重要文化的景観の名称

二 選定年月日

三 重要文化的景観の所在地

四 選定の申出を行った都道府県又は市町村

五 所有者等の氏名又は名称及び住所

六 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

七 現状変更等を必要とする理由

八 現状変更等の内容及び実施の方法

九 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が重要文化的景観に及ぼす影響に関する事項

十 現状変更等の着手及び終了の予定時期

十一 現状変更等に係る地域の地番

十二 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- 十三 その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えるものとする。
- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
 - 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地を表示した実測図
 - 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
 - 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- 3 前項第二号の実測図及び第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

◆現状変更等の届出の記載事項等（登録有形文化財）

登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則（抜粋）
（現状変更の届出）

第 14 条 法第 64 条第 1 項の規定による現状変更の届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

- 一 登録有形文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録有形文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 八 現状変更を必要とする理由
- 九 現状変更の内容及び実施の方法
- 十 登録有形文化財が建造物である場合において、移築を行うときは、移築後の所在の場所
- 十一 登録有形文化財が建造物以外のものである場合において、現状変更のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更の終了後復すべき所在の場所及びその時期
- 十二 現状変更の着手及び終了の予定時期
- 十三 現状変更に係る工事その他の行為の施行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 十四 その他参考となるべき事項

（現状変更の届出書の添付書類等）

第 15 条 前条の届出の書面には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更をしようとする箇所の写真又は見取図
- 三 届出者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書
- 四 管理責任者がある場合において、届出者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
- 五 管理団体がある場合において、届出者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

◆現状変更等の届出の記載事項等（登録有形民俗文化財）

登録有形民俗文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則（抜粋）
（現状変更の届出）

第 14 条 法第 90 条第 3 項において準用する法第 64 条第 1 項の規定による現状変更の届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

- 一 登録有形民俗文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号

- 三 登録有形民俗文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 八 現状変更を必要とする理由
- 九 現状変更の内容及び実施の方法
- 十 現状変更のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更の終了後復すべき所在の場所及びその時期
- 十一 現状変更の着手及び終了の予定時期
- 十二 その他参考となるべき事項

（現状変更の届出書の添付書類等）

第 15 条 前条の届出の書面には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えるものとする。

- 一 現状変更の設計仕様書、設計図又は計画書
- 二 現状変更をしようとする箇所の写真又は見取図
- 三 届出者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書
- 四 管理責任者がある場合において、届出者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
- 五 管理団体がある場合において、届出者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

◆現状変更等の届出の記載事項等（登録記念物）

登録記念物に係る文化財登録原簿、標識等の設置の基準及び届出書等に関する規則（抜粋）
（現状変更の届出）

第 16 条 法第 133 条において準用する法第 64 条第 1 項の規定による現状変更の届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

- 一 登録記念物の名称
- 二 登録年月日
- 三 登録記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 七 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 八 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 九 現状変更を必要とする理由
- 十 現状変更の内容及び実施の方法
- 十一 現状変更により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更が登録記念物に及ぼす影響に関する事項
- 十二 現状変更の着手及び終了の予定時期
- 十三 現状変更に係る地域の地番
- 十四 現状変更に係る工事その他の行為の施行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 十五 その他参考となるべき事項

（現状変更の届出書の添付書類等）

第 17 条 前条の届出の書面には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えるものとする。

- 一 現状変更の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地を表示した実測図

- 三 現状変更に係る地域のキャビネ型写真
 - 四 届出者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書
 - 五 届出者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の意見書
 - 六 管理責任者がある場合において、届出者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
 - 七 管理団体がある場合において、届出者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
- 2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更をしようとする箇所を表示しなければならない。

◆修理の届出の記載事項等（国宝又は重要文化財）

国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則（抜粋）

（修理の届出）

第1条 文化財保護法第43条の2第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

- 一 国宝又は重要文化財の名称及び員数
- 二 指定年月日及び指定書の記号番号
- 三 国宝又は重要文化財の指定書記載の所在の場所
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 修理を必要とする理由
- 八 修理の内容及び方法
- 九 現在の所在の場所が指定書記載の所在の場所と異なるときは、現在の所在の場所
- 十 修理のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに修理の終了後復すべき所在の場所及びその時期
- 十一 修理の着手及び終了の予定時期
- 十二 修理施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十三 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えるものとする。

- 一 設計仕様書
- 二 修理をしようとする箇所の写真又は見取図
- 三 修理をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

（終了の報告）

第3条 法第43条の2第1項の規定により届出を行つた者は、届出に係る修理が終了したときは、その結果を示す写真又は見取図を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

◆復旧の届出の記載事項等（史跡、名勝又は天然記念物）

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則（抜粋）

（復旧の届出）

第1条 文化財保護法第127条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
 - 八 復旧を必要とする理由
 - 九 復旧の内容及び方法
 - 十 復旧の着手及び終了の予定時期
 - 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 十二 その他参考となるべき事項
- 2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。
- 一 設計仕様書
 - 二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
 - 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基く占有者の意見書

(終了の報告)

第3条 法第127条第1項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

【県指定文化財関係】

◆滅失等届

別記様式第14号（第8条関係）

年 月 日

栃木県知事 様

住 所
氏 名

滅 失 等 届

次のとおり滅失（き損）（亡失）（盗難）したので届出します。

- 1 指定文化財の名称
- 2 指定の年月日及び記号番号
- 3 所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 管理責任者がある場合はその氏名及び住所
- 5 滅失、き損、亡失又は盗難の事実の生じた日及び場所
- 6 滅失、き損、亡失又は盗難の事実の生じた当時における管理の状況
- 7 滅失、き損の原因及びき損の場合は、その個所及び程度
- 8 滅失、き損の事実を知った後に取られた措置
- 9 き損にあっては写真又は見取図を添えるものとする
- 10 その他参考事項

◆所在の場所の変更届

別記様式第 14 号（第 8 条関係）

年 月 日

栃木県知事 様

住 所
氏 名

所在の場所の変更届

次のとおり所在の場所の変更について届出します。

- 1 指定文化財の名称
- 2 指定の年月日及び記号番号
- 3 所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 現在の所在の場所
- 5 変更後の所在の場所
- 6 変更年月日
- 7 変更事由
- 8 その他参考事項

◆現状変更許可申請書

別記様式第 16 号（第 11 条関係）

年 月 日

栃木県知事 様

住 所
氏 名

現状変更等許可申請書

次のとおり現状変更等したいので許可されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 指定文化財の名称
- 2 指定の年月日及び記号番号
- 3 所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 管理責任者がある場合はその氏名及び住所
- 5 現状変更等を必要とする理由
- 6 現状変更等の内容及び実施の方法
- 7 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 8 その他参考事項
 - (1) 現状変更等の設計仕様書及び設計図
 - (2) 現状変更等をしようとする個所の写真又は見取図
 - (3) 許可申請者は所有者及び占有者の承諾書を添えること。
 - (4) その他

◆現状変更等届

別記様式第 17 号 (第 13 条関係)

年 月 日

栃木県知事 様

住 所
氏 名

現状変更等届

次のとおり現状変更等をするので届出します。

- 1 指定文化財の名称
- 2 指定の年月日及び記号番号
- 3 所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 管理責任者がある場合はその氏名及び住所
- 5 現状変更等を必要とする理由
- 6 現状変更等の内容及び実施の方法
- 7 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 8 その他参考事項
 - (1)現状変更等の設計仕様書及び設計図
 - (2)現状変更等をしようとする個所の写真又は見取図
 - (3)許可申請者は所有者及び占有者の承諾書を添えること。

◆修理（復旧）届

別記様式第 17 号 (第 13 条関係)

年 月 日

栃木県知事 様

住 所
氏 名

修理（復旧）届

次のとおり修理を行いたいので届出します。

- 1 指定文化財の名称
- 2 指定の年月日及び記号番号
- 3 所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 管理責任者がある場合はその氏名及び住所
- 5 修理を必要とする理由
- 6 修理の内容及び方法
- 7 修理を行う場所
- 8 修理の着手及び終了の予定時期
- 9 その他参考事項
 - (1)設計仕様書
 - (2)修理を行う個所の写真又は見取図

◆現状変更等（修理）終了報告書

別記様式第19号（第15条関係）

年 月 日

栃木県知事 様

住 所
氏 名

現状変更等（修理）終了報告書

次のとおり現状変更等（修理）が終了したので報告します。

- 1 指定文化財の名称
- 2 指定の年月日及び記号番号
- 3 終了年月日
- 4 その他参考事項
(1)終了後の写真

5-4 自主点検チェックリスト

文化庁において、文化財の防火、防犯対策について所有者等自らが状況を的確に把握するために必要な項目をチェックするためのリストが作成されている。

このリストは、所有者等が自ら確認すべき項目をチェックし、その結果を踏まえ、対策について検討を行えるよう、課題に応じた防火、防犯対策例について整理されている。

なお、このチェックリストは、国指定の文化財だけでなく、地方指定文化財、未指定の文化財にも摘要できるものとなっている。所有する文化財の防火、防犯対策がどのような状態であるか確かめることもできるので、活用されたい。

(1)建造物の防火・防犯対策チェックリスト

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/pdf/kenzoubutsu_checklist.pdf



(2)美術工芸品の防火・防犯対策チェックリスト

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/pdf/bijutsukougei_checklist.pdf



(3)記念物（建造物）の防火・防犯対策チェックリスト

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/pdf/kinenbutsu_checklist.pdf



(4)民俗文化財（建造物）の防火・防犯対策チェックリスト

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/pdf/minzokubunkazai_checklist.pdf



5-5 文化庁の指針、関連手引き等

◆国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/_icsFiles/afieldfile/2019/09/02/a1420851_02.pdf



◆国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/_icsFiles/afieldfile/2019/09/02/a1420851_03.pdf



◆文化財防災ウィール

https://www.bunka.go.jp/earthquake/taio_hoho/pdf/jyoho_03.pdf



◆文化財建造物等の地震における安全確保に関する指針

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/pdf/kokko_hojyo_taisin10.pdf



5-6 文化財の愛護・普及啓発

文化財の保護については、文化財の所有者や専門家、行政担当者など、一部の関係者だけで成し遂げられるものではなく、国民全体の協力が不可欠である。文化財を保存・活用していく上で、文化財を理解し、尊重する精神、すなわち文化財保護思想を広く国民一般に理解してもらう必要がある。

(1) 文化財保護強調週間

昭和34年の閣僚会議により、毎年「文化の日」を中心とした11月1日から7日までの一週間を「教育・文化週間」としている。この週間は、教育・文化に関する諸行事を全国的に実施することにより、教育・文化に関し、広く一般国民の関心と理解を深め、その充実振興を図ることとしている。

教育・文化週間の一環として、国及び地方公共団体が文化財保護の一層の推進を図り、広く国民に文化財愛護思想を普及啓発し、その理解と協力を得るため、この期間中、全国的に文化財に関する各種の行事を実施することとしている。

(2) 文化財防火デー

1月26日は、法隆寺金堂壁画が焼損した日（昭和24年）に当たるため、この日を「文化財防火デー」と定め、この日を中心として文化財を火災、震災その他の災害から守るため、全国的に文化財防火運動を展開し、国民一般の文化財愛護思想の高揚を図っている。

(3) 文化財愛護シンボルマーク

文化財愛護シンボルマークは、文化財愛護運動を全国に推し進めるための旗じるしとして、昭和41年5月に定められた。

このシンボルマークは、ひろげた両手の手のひらのパターンによって、日本建築の重要な要素である斗きょう（ときょう＝組みもの）のイメージを表し、これを三つ重ねることにより、文化財という民族の遺産を過去、現在、未来にわたり永遠に伝承してゆくという愛護精神を象徴したものである。

5-7 県内自治体の関連機関一覧

市町文化財所管課 連絡先一覧

	市町名	文化財主管課名	メールアドレス	電話
1	宇都宮市	魅力創造部文化都市推進課	u42001500@city.utsunomiya.tochigi.jp	028-632-2764
2	足利市	教育委員会事務局文化課	bunka@city.ashikaga.lg.jp	0284-20-2230
3	栃木市	教育委員会事務局文化課	bunka02@city.tochigi.lg.jp	0282-21-2497
		総合政策部蔵の街課	denken@city.tochigi.lg.jp	0282-21-2571
4	佐野市	教育委員会事務局文化財課	bunkazai@city.sano.lg.jp	0283-25-8520
5	鹿沼市	教育委員会事務局文化課	bunka@city.kanuma.lg.jp	0289-62-1172
6	日光市	教育委員会事務局文化財課	bunkazai@city.nikko.lg.jp	0288-25-3200
7	小山市	教育委員会事務局文化財課	d-bunka@city.oyama.lg.jp	0285-22-9669
8	真岡市	教育委員会事務局文化課	bunka@city.moka.lg.jp	0285-83-7735
9	大田原市	産業文化部文化振興課	bunka@city.ohtawara.tochigi.jp	0287-23-3135
10	矢板市	教育委員会事務局生涯学習課	gakusyuu@city.yaita.lg.jp	0287-43-6218
11	那須塩原市	教育委員会事務局生涯学習課	shougaigakushu@city.nasushiobara.tochigi.jp	0287-37-5419
12	さくら市	教育委員会事務局さくら市ミュージアム	sakurashimuseum@city.tochigi-sakura.lg.jp	028-682-7123
13	那須烏山市	教育委員会事務局生涯学習課	shohgaigakushu@city.nasukarasuyama.lg.jp	0287-88-6223
14	下野市	教育委員会事務局文化財課	bunkazai@city.shimotsuke.lg.jp	0285-32-6105
15	上三川町	教育委員会事務局生涯学習課	gakusyu01@town.kaminokawa.lg.jp	0285-56-3510
16	益子町	教育委員会事務局生涯学習課	syougai@town.mashiko.lg.jp	0285-72-3101
17	茂木町	教育委員会事務局生涯学習課	fuminomori@town.motegi.lg.jp	0285-64-1023
18	市貝町	教育委員会事務局生涯学習課	bunka01@town.ichikai.tochigi.jp	0285-68-0020
19	芳賀町	教育委員会事務局生涯学習課	bunka@town.tochigi-haga.lg.jp	028-677-0009
20	壬生町	教育委員会事務局生涯学習課	gakusyu@town.mibu.lg.jp	0282-82-8544
21	野木町	教育委員会事務局生涯学習課	syougaigakusyuu@town.nogi.lg.jp	0280-57-4177
22	塩谷町	教育委員会事務局生涯学習課	syougai@town.shioya.lg.jp	0287-45-1113
23	高根沢町	教育委員会事務局生涯学習課	syougai@town.takanezawa.tochigi.lg.jp	028-675-3175
24	那須町	教育委員会事務局生涯学習課	rekishi@town.nasu.lg.jp	0287-74-7007
25	那珂川町	教育委員会事務局生涯学習課	bshinkou@town.tochigi-nakagawa.lg.jp	0287-96-3366